

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策（6項目）**(1) 就労支援施策の強化について**

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

【回答】（まちの活性課）

「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

【回答】（まちの活性課）

泉佐野市就労支援フェア・高年齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

【回答】（地域共生推進課）

障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き、今年度も自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進していきます。

<補強>

(2)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市(町村)庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、大阪市(町村)民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

【回答】(人権推進課)

「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」は、令和4年3月末に、その計画期間が終了しました。次期計画策定のため、「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」を実施、泉佐野市男女共同参画審議会等で審議、パブリックコメントを実施の上、令和4年3月に「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」を策定しました。計画期間は、令和4年4月1日から令和13年3月31日の10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

この第3次計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国・大阪府の計画を踏まえたうえで、本市の「第5次泉佐野市総合計画」の分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定したものです。また、本計画の一部を「女性活躍推進計画」と「DV防止基本計画」として位置づけています。「誰もが人権を尊重されるジェンダー平等社会の実現」を目指して、「方針決定過程への女性の参画拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「ジェンダーに基づく暴力の根絶」「性別に基づく無意識の思い込みの気づき」「性の多様性の尊重」を重点課題として取り組んでいく予定としています。計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。

また、今年度も引き続き、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という考え方の周知や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施し、男女親子とも多数参加されました。

さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、コロナ感染症対策を行いながら継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。

今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努め、大阪府とも協力し男女共同参画審議会社会の実現に向け理解促進の啓発事業を実施していきます。

<継続>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

【回答】(人権推進課)

毎年9月は「女性活躍推進」月間であり、今年度も引き続きそれに関する講座を実施しました。また、行動

計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座も実施し、男女親子とも多数参加されました。

令和4年7月発行のいずみさの男女共同参画つうしん「Fine56号」にて、「2022年4月から育児・介護休業法改正」の記事を掲載し、全職員等に周知を図りました。また、令和3年度中に、育児休業を取得した泉佐野市の男性職員の数は1名で、令和4年度は若干の増加となっております（人事課調べ）

<継続>

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

【回答】（まちの活性課）

岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、ハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

相談対応体制につきまして、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。

<補強>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

【回答】（まちの活性課）

企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策（6項目）

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

【回答】（まちの活性課）

本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。

<継続>

②中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

【回答】（まちの活性課）

中高生への周知とともに、ものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。

<継続>

③事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

【回答】（まちの活性課）

商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。

また、BCPの策定によるメリットをより事業者にも周知することで、策定率の向上に努めてまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

【回答】（まちの活性課）

中小企業の公正取引の確立につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。

<継続>

(3)公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

【回答】（契約検査課）

公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民民どうしの契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

<新規>

(4)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【回答】（まちの活性課）

関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの周知に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策（15項目）

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2021」の最終年度（2023年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

【回答】（地域共生推進課）

第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画における重点取組事項として、包括的支援体制の整備を掲げ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組みを進めてまいります。

<新規>

(2)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

【回答】（地域共生推進課）

生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

【回答】（健康推進課）

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。

乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておりまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。

若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、平成29年からは地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。

特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配布とともに、令和4年度からはおおさか健活アスマイル”に登録していることを本市、健康マイレージ事業のポイント加算の1項目として取り入れるようにしています。

不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は、いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響のため規模を縮小して今年度は実施予定となっております。SNSを活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳（さのっ子ナビ）やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。

今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、母子健康手帳（さのっ子ナビ）を用いたがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDCAサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医

療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】（健康推進課）

医療ニーズの多様化に加え、質の高い医療提供体制を構築するためには医療従事者の勤務環境の改善を通じ、健康で安心して働くことのできる環境整備を促進することが重要であることから、厚生労働省では各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入による医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。

あわせて都道府県は、より医療従事者の定着率を高める必要性が高い医療機関などについて、地域の医療関係団体等と連携して、改善策を積極的に助言指導するなどができるようにすべきと考えられています。

こうした取り組みが実効性の高いものになるように、国、都道府県、医療機関の役割分担について議論を行うことが必要とされている段階であり、その動向を注視するとともに、実施に際してはスケールメリットを活かし、大阪府による府内全体での実施が適していると思われ、大阪府へ要望してまいります。

市町村においては、各種事業や研修会等の情報が地域にいきわたるよう広報、周知に努めてまいります。

また、医療分野では早くから人材バンクや人材派遣の取組みが進められており、新型コロナ対策においても有効利用されていると思われ、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

【回答】（健康推進課）

地域医療構想をふまえ、大阪府主導で検討・実施が図られているところであり、市としましても大阪府へ要望してまいります。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付

けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に對する啓発・研修活動を強化すること。

【回答】（介護保険課）

介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。

また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。

介護職場におけるハラスメントの防止については、様々な機会を捉えてハラスメント防止に向けた取り組みを進めてまいります。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

【回答】（地域共生推進課）

基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

【回答】（子育て支援課）

公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を

含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、対応として令和4年度、小規模保育事業として1園を認可し開園いたしました。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、令和5年度の3号認定児は、ほぼ定員に達しており、若干の待機児童発生の可能性も見込まれることから、利用定員の弾力化運営により対応し、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

【回答】（子育て支援課）

公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員（短期）については登録制で、年間を通じて、市ホームページ等で周知し随時登録を受け付けており、年度途中での入所等により、保育教諭等の雇用が必要となった場合は、随時ハローワークに求人募集を依頼しております。

私立認定こども園・保育園につきましては、泉佐野民間保育協議会の定例園長会では、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱのほか、保育教諭等の賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる処遇改善臨時特例事業についても制度説明を行い、適切に申請していただいております。また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」により、保育士等の確保に努めております。

また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

【回答】（学校教育課）

「放課後児童健全育成事業」につきましては、委託事業者と協議のうえ検討してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。

また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】（子育て支援課）

「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育、延長保育については、量の見込みに対する提供体制は確保できているという状況ですが、子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、そ

の他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。

また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】（子育て支援課）

企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。

定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。

また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

【回答】（子育て支援課）

令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。

また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。

「子ども食堂」については、コロナ禍の影響で、利用児童が減少していましたが、感染対策を取り入れながら、子どもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所を提供し、引き続き、食事提供や学習支援等を実施してまいります。

また、市内のこども食堂の運営団体のネットワークを設置しており、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や寄附物品等の分配等の支援を通して、子どもの居場所づくりを今後も推進してまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】（子育て支援課）

児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発活動を行っております。

令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用のうえ、啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。

今年度は、ホームページやSNSを活用し、活動の様子や体罰防止の法定化について啓発を行い、南海「井原里」駅前で、市長及び部長級職員による早朝駅前広報活動において、児童虐待防止に関する記事を掲載した広報紙と啓発物品（マスクケース）を配付し、虐待の未然防止に努めております。

また、相談業務を担う職員について、引き続き、採用補充を図るとともに現職職員は専門性を高める研修等の受講等を行い、家庭児童相談室の機能を強化するとともに、児童虐待及びヤングケアラー等の早期発見・早期対応に努めてまいります。

【回答】（地域共生推進課）

お住まいの地域の包括支援センターでは、妊娠届の受付や母子健康手帳の交付を保健師等の専門職が面接を行い、伴走型相談支援の流れや利用のできる子育てサービスなどの情報提供を行っております。その中で妊娠期からフォローの必要な妊婦さんについては、早期に子育て支援課や健康推進課に情報提供を行い、連携を図る中で、虐待の早期発見や切れ目ない支援につながるよう取り組んでおります。

地域の中で全世代型の相談窓口である包括支援センターが子育て等の相談を受けている中で、虐待の恐れがある場合や経済的な問題や障害を持っているなど複合的な課題を抱える世帯では、子育て支援課、健康推進課や学校教育等関係機関と情報共有を行い、連携しながら支援に努めております。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【回答】（子育て支援課）

本市におきましては、ヤングケアラーを含む支援対象児童の問題に対し、要保護児童対策地域協議会が、岸

和田子ども家庭センターや泉佐野保健所、小・中学校などの教育機関、また庁内組織としては教育委員会や健康福祉部の各課と連携を図りながら、実態把握に努め、適切な支援や対応を講じているところであります。

国におきましては、「ヤングケアラー支援体制強化事業」として、ヤングケアラーの実態調査や福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する自治体に対して財政支援を行う事業を新たに創設するなどの支援策が示されていることから、本市におきましても、国の補助事業の活用も検討しながら、今後も引き続き、小・中学校等の教育機関をはじめ、基幹包括支援センターいずみさのや中学校区ごとに設置している地域型包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーの心身の負担軽減と子どもの生活環境改善のために既存の支援サービスに適切につなげていけるよう努めてまいります。

また、ホームページ等を活用して、市民に対してヤングケアラーに関する認知を深めてもらうとともに、相談窓口の周知を図っています。

<継続>

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】（地域共生推進課）

自殺対策支援事業を委託実施する基幹包括支援センターに専用相談窓口を設置し、自殺に関する悩みを抱える方に対して対面、電話、メール等のツールにより、個々の相談に応じ関係機関と連携を図りながら、自殺に対する相談支援体制を強化してまいります。

また、自殺対策に携わる行政関連機関や民間支援団体等に対する人材養成に係る事業として、ゲートキーパー養成講座等を実施し、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策（11 項目）

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

【回答】（教育総務課）

きめ細かな指導を充実させるため、平成 28 年度には小学校 3・4 年生を対象に、平成 29 年度からは小学校 3～6 年生を対象を拡大して市独自の予算で 35 人学級を実現するための講師の配置を実施しています。また令和 2 年度からは中学校において、小中連携・生徒指導機能充実の為に市独自の予算で各校 1 名ずつの講師を配置しております。子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国・府に対して新たな定数改善計画の策定を、引き続き要望して

まいります。

教職員の勤務時間については令和元年度から IC カード式タイムレコーダーにより客観的に把握し、令和 2 年度には「業務の適切な管理等に関する規則」を策定し施行しております。その中で在校等時間についての上限原則を定めており、引き続き時間外在校時間の縮減を推進したいと考えております。

教職員の欠員対策については府教育委員会との連携はもとより、各大学や OB・OG との連絡を密にとるなど様々な対応を行っていますが、講師不足の折、確実な確保に時間を要しているのが現実です。欠員解消に向けて引き続き努力を続けるとともに、府に対して事前任用制度の継続や産休対応以外への適応拡大、拡充、並びに確実な講師確保対策等の取組について引き続き要望してまいります。

【回答】(学校教育課)

さまざまな課題を抱えた児童生徒の背景には家庭の要因があることも多く、関係機関と連携が必要なケースは増えていると認識しております。また、いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く問題の多様さや、学校だけでは対応困難な実情についても認識しております。

財政状況の厳しい中ですが、SC につきましては、各中学校区配置の府費 SC に加え、2018 年度より市費の SC を 1 名増員して 3 名としており、2020 年度に続き、2022 年度にも予算を拡充し、更に府費 SC を複数の小学校にも配置する等、拡充に努めております。また、SSW につきましては、2019 年度より 5 名を配置し、各中学校区に派遣することにより、府費配置人員と併せた 6 名の体制にて福祉の視点による支援を進めており、2021 年度からは緊急支援枠としての予算を拡充しております。今後も、継続的な配置に努め、支援を進めてまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】(学校教育課)

令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校 3 年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。

今年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響のため、保護者の経済的負担軽減策として、「泉佐野市貸付型奨学金」において、①一括方式による貸付②返済期間の猶予、等の臨時対応を行っております。今後も、状況に応じ家庭の経済的支援を行ってまいります。

【回答】(まちの活性課)

平成 29 年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところですが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

【回答】(学校教育課)

平成29年告示の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」が明示され、特別活動(学級活動)に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられました。

本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校園種が共通の視点をもって各校園での取組みを系統的に進めているところです。

また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるよう、その時々活動を児童生徒が個々で記録し、蓄積していくポートフォリオを「キャリアパスポート」と呼んで活用しています。

今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実に努めてまいります。

<新規>

(4)消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

【回答】(まちの活性課)

本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。

情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけではなく商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しています。そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活メールを送信して注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。

また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。

成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げについて盛り込むとともに、市内の高校や大学に支援を含めた情報提供を行っています。

(5)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022 年 4 月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

【回答】（人権推進課）

外国人差別解消を目的とした啓発冊子、人として生きる 43「だれもが幸せに暮らせるまち」を作成し、泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。

また、市の広報 11 月号においてヘイトスピーチゆるさへん！「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間について周知を行っています。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて 2017 年 3 月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたっては NPO や有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市町村にも条例設置をめざすこと。

【回答】（人権推進課）

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBT って知っていますか？」を作成して啓発に努めています。

また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けています。今後も広く市民への理解を図るため、様々な機会を通じ、啓発に努めてまいります。

そして、市独自の条例制定や「同性パートナーシップ制度」の導入については、他市町村の動向を注視しつつ、今後、部落差別撤廃人権擁護審議会及び男女共同参画審議会に諮り、委員の皆様からのご意見を参考にしながら検討してまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021 年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】（人権推進課）

平成5年に多くの市民及び市議会の賛同を得て制定した「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」については、制定から今年の9月に30年を迎えます。今日の差別の現状に対応するために、部落差別撤廃人権擁護審議会の答申を受け、令和5年3月の泉佐野市議会へ本条例の改正（案）を上程する予定です。

また、昨年度に実施しました「泉佐野市民の人権に関する意識調査報告書」の結果をふまえて改訂した「泉佐野市人権教育推進計画」（案）についても、部落差別撤廃人権擁護審議会の答申を受け、令和5年4月から本計画を実施していきます。

部落差別解消推進法については、市の広報1月号及び市ホームページ、庁舎での懸垂幕の設置（12月）により周知を行っています。また、今年度は、あいあい講座において部落差別問題をテーマにした講座を開催しています。

今後も「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」、「泉佐野市人権教育推進計画」等に基づき、あらゆる差別撤廃に向けた施策を取り組んでまいります。

【回答】（まちの活性課）

泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員の拡充や公正採用選考にかかわるセミナーの実施や関係団体からの情報提供の共有を行い、就職差別の撤廃及びあらゆる差別の解消、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

<継続>

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

【回答】（行財政管理課）

新型コロナウイルス感染症対策については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や市基金の活用など、必要な財源を確保したうえで、ワクチン接種の推進やPCR検査センターの設置などの施策を実施しています。また、要請にございました、大阪府への要望につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、必要な施策を検討し、その財源確保に向け積極的に検討してまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

【回答】（総務課）

令和2年12月25日に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、令和4年6月7日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

この重点計画及び昨年度に策定した泉佐野市DX推進全体方針に基づき、本市では「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現などに向けて、様々な取組を実施していきます。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消、いわゆるデジタルデバイド対策については、高齢福祉部門及び社会教育部門の協力のもとにスマホ教室を展開しており、引き続き実施していきたいと考えています。

<新規>

(8)マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

【回答】（市民課）

マイナンバー制度を利用することで必要な方に迅速に支援ができるよう、デジタル技術を活用し、効果がより発揮されるサービスを提供していきたいと考えています。また住民の要望、担当職員の意見なども踏まえ、内部処理の見直しを図りながら利便性追求に偏らず、情報セキュリティの観点からも検証を行いながら、バランスの取れた自治体DXを推進しマイナンバー制度の定着を図ってまいりたいと考えています。公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の一層の活用に向け、受けるメリットや安全管理対策を丁寧に伝えながらマイナンバーカードの普及促進を行っていきます。また個人情報の管理体制については、セキュリティ強化の一環として、自己点検及び監査を実施し、関係部署とも連携しながらセキュリティの向上を図ってまいりたいと考えています。

<継続>

(9)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】（選挙管理委員会事務局）

市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討さ

れるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策（6項目）

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】（環境衛生課）

事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】（おもてなし課）

市の委託事業にて、令和4年度より、フードバンクを設置し運営を開始しています。地域内で、参加頂ける企業は増加傾向で、それに伴って、入荷・譲渡量も増加の傾向です。

また、農林水産省にフードバンク登録されHPで活動を紹介頂いたことや、市の広報を活用して、社会的認知も高まりつつあります。

【回答】（地域共生推進課）

大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】（まちの活性課）

消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。

<継続>

（4）特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

【回答】（自治振興課）

特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大に乗じ、特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。

また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。

<継続>

（5）「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】（環境衛生課）

令和3年9月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行ったことを踏まえ、現在再生可能エネルギー導入計画の策定を進めており、産業界とも取組状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】（環境衛生課）

再生可能エネルギーについては、すでに一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置に係る補助金制度を設けており、引き続き継続してまいります。

また、再生可能エネルギー導入計画を策定することにより、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（12 項目）

< 継続 >

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】（都市計画課）

バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。

具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長湊駅」の 2 駅となりますが、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

< 継続 >

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和 4 年度まで固定資産税を軽減する特例措置についての

さらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】（都市計画課）

ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。

このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和3年5月に閣議決定されました第2次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「鉄道駅バリアフリー料金制度」が令和3年12月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化が加速するものと考えております。

一方で、これまで交通政策基本計画において施設整備の対象とならなかった平均乗降客数3,000人未満の旅客施設について、本市における鉄道駅舎は、「JR東佐野駅」、「JR長滝駅」の2駅があり、現時点でバリアフリー化の目は立っていないものの、今後、JR西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、「誰もが分け隔てられることない共生社会の実現」のため、「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

【回答】（道路公園課）

大阪府交通白書によりますと、令和3年の自転車乗車中の交通事故が8,880件発生し、令和2年と比較して106件増加しています。

泉佐野市におきましても、痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象としたリーフレット・DVD（小学校のみ）による交通安全啓発を市内3カ所のこども園・13ヶ所の小学校で行なっております。

また、春、秋の全国交通安全運動実施期間前に運転免許保有者を対象とした交通安全資料による啓発を行っております。

また、市内在住の小学生以下の子どもを対象とし、ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。

<継続>

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわ

せて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

【回答】（子育て支援課）

未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。

<継続>

(5)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市（町村）民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

【回答】（危機管理課）

11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様には正確な情報を周知できるよう努めてまいります。「おおさか防災ネット」の登録状況は、令和3年度末で4922人となっており、若干減少傾向にありますが、これは、災害情報のラインやツイッターなど多様な手段での配信が進んだことによる影響だと推測されます。

医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援

者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,100人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報がみられるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。なお令和3年6月からWEB版ハザードマップの運用を開始し、インターネット環境のあるところでは、いつでも最新情報を確認できるようにしております。

避難所については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまでの方法について全般的な見直しを行い、避難所における感染予防対策マニュアルを作成するとともに、対策に必要なパーテーション、簡易ベッド、マスク、手指消毒液などの物品の備蓄を進めております。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しつつ、災害時における感染症対策の周知を図ってまいります。

<継続>

(6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】(危機管理課)

地域防災計画の修正や業務継続計画の策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。

さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携が図れるよう努めてまいります。併せて、ボランティアセンターとの連携にも努めてまいります。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】（危機管理課）

災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。

自然災害の激甚化にともない、令和2年に想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和3年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマップを整備し、令和4年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、紙版ハザードマップを全戸配布する予定であり、こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】（危機管理課）

地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。

また、コロナ禍に他の災害が重なって発生するような複合災害では、被災した市民に不安を与えないように避難所等における感染対策が極めて重要になります。指定避難所だけでなくホテルや旅館などを利用して、できる限り多くの避難所を確保することで三密を回避するほか、保健所や医療機関などの関係機関と緊密に連携しつつ、感染症対策用の備蓄品を効果的に活用しながら感染防止に万全を期してまいります。

<継続>

(8)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

【回答】（危機管理課）

本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかりと反映させていくとともに、災害時

には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】（自治振興課）

泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置、さらに、平成 30 年度・令和元年度に防犯カメラを増設し、耐用年数を鑑み更新するなどの防犯対策を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】（道路公園課）

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成 13 年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間 15 万人以上（令和 3 年度実績）の方にご利用をいただいております。

また、山間部の路線バス運行のみの地域にお住いの 65 歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助券を交付し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。

また、平成 26 年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。

総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの 3 つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。

今後も、すべての人々が健康で豊かに生活できる社会の実現に向け、支援を継続してまいります。

【回答】（地域共生推進課）

平成 26 年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、地域からの停留所の追加要望があれば調整を行うなど、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を継続してまいります。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】（経営総務課）

持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。

水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等はじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策（12項目）

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

【回答】（健康推進課）

医療提供体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。

今年度は、大阪府から要請があり、泉南医師会圏域（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）において、泉南医師会が中心となり 12 月から日・祝、年末年始について臨時発熱外来を設置（民間医療機関）し、ホームページで公開、圏域の発熱患者の対応を行っております。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応す

るため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

【回答】（健康推進課）

感染者受入れ体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望してまいります。

また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて周知を図ってまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

【回答】（健康推進課）

PCR検査の拡充など検査体制につきましては、都道府県の主導により実施されており、大阪府において府民が希望すれば受けられる体制が整えられているところでございます。本市におきましても国庫補助を活用し、令和3年2月から高齢者等を対象にPCR検査を実施するとともに、希望する市民に対しては令和3年7月から検査を受けられる体制は整えられております。現在は、「大阪PCR検査センター泉佐野」が、本市りんくう往来北において大阪府無料検査を実施しております。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】（まちの活性課）

感染対策のための物資の購入等については、既に大阪府や国が実施しており、事業者への周知をより行っており、また、時差出勤やテレワーク実施の指針につきましても、国が既に指針を示していることから本市としても、その指針を事業者へ周知してまいります。

【回答】（健康推進課）

健康推進課においては、これまで、妊婦を対象にマスクの配布を実施し、その後も新たに妊娠届を出された方には、子育て支援包括支援センター等にてマスク配布を引き続き実施しております。その他各種支援につきましては、スケールメリットをふまえ、国や都道府県での検討・実施が適切かと思われますので、要望をしてみたいです。

<継続>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

【回答】（危機管理課）

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合、その効果を最大限に発揮するためには、感染拡大防止のために求められる意識と行動をいかに市民に正しく伝えて理解を得られるかにかかっています。そのため、公的機関の提供する正確な情報を随時入手するよう心掛け、ホームページ、防災行政無線、登録制メール、市報のほか、Twitter や LINE 等を活用して、できるだけ広く市民に丁寧に周知してまいります。

また、感染の拡大期は、市民の不安が過剰に強まり、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別を惹起する例も散見されておりますので、引き続き冷静な行動を促すように努めてまいります。なお、休業要請などの要請内容の検証については、権限のある大阪府に委ねます。

【回答】（健康推進課）

これまでもホームページ等を活用し、啓発に努めてまいりました。引き続き、迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいります。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】（健康推進課）

令和3年春から実施してまいりました初回（1・2回目）接種におきましては、迅速かつ計画的に行うことができ、接種を希望する高齢者は同年7月末、一般の方は同年10月末までに実施することができました。同年12月からは3回目追加接種、令和4年5月からは4回目追加接種が開始され、現在は、オミクロン株対応ワクチン接種が同年9月から開始されております。本市におきましては、ワクチン接種の推進や副反応情報の提供に努めており、今後も引き続き国、府と連携し、確実な情報の提供を行ってまいります。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所

職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

【回答】（健康推進課）

これまでも保健所機能の強化は、大阪府へ要望しており、引き続き行ってまいります。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】（人権推進課）

コロナ禍のなか医療従事者をはじめ国民生活を支えているエッセンシャルワーカー及びその家族に対する差別が生じることがないように、市の広報7月号において令和3年2月3日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談支援や啓発など）が定められたことを周知しました。

また、令和4年3月に啓発冊子、人として生きる46「病気と差別～コロナ差別とハンセン病～」を作成し、泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。

今後もあらゆる機会を捉え新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いが起これないように啓発活動に取り組んでまいります。

【回答】（まちの活性課）

泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する不当な扱い、差別を行わないよう周知してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】（まちの活性課）

雇用調整助成金等については、国の制度であることから、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しな

がら、必要に応じて今後も継続していくよう求めてまいります。

<継続>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】（まちの活性課）

国や大阪府等様々な機関が、支援制度を行っている中で、適切な支援制度を迅速に案内できるように努めてまいります。また、どのような制度があるのか事業者への情報発信を行っていきます。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【回答】（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、市独自の施策として昨年度と同様に、新生児1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給する「いずみさの新生児臨時特別給付金事業」を実施いたしました。

ひとり親家庭には、引き続き、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度の経済的支援を行い生活の安定を促進し、就労に結びつきやすい資格を取得するための高等職業訓練促進給付金及び、自立支援教育訓練給付金の周知を図り、制度の活用を促進してまいります。

また、母子・父子自立支援員を相談窓口として、シングルマザーをはじめとするひとり親家庭の支援に努めてまいります。

大阪府においては、原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く府民に及んでいる中、子育て世帯には、文房具や書籍、おむつ、生理用品など、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況を踏まえ、府内に住む18歳以下のすべての子どもたちに1万円分のギフトカード（電子マネークオカードペイ）を配付する事業の実施に伴い、泉佐野市では、大阪府の事業に「1万円上乗せ」して、市内の18歳以下の子どもたちを対象にギフトカード等を配付する市独自の「泉佐野市子ども教育・生活支援事業」を実施しました。

【回答】（地域共生推進課）

生活困窮者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられており、5つの中学校圏域に設置した地域型包括支援センターを中心に、お困りの方の相談を確実に受け止める体制を整備しております。また、住居確保給付金の申

請書類等を市ホームページに掲載し、申請書をダウンロードできるようにするなど、同制度の活用促進に取り組んでおります。

引き続き、複雑な手続きが原因で制度利用を妨げることをないよう、可能な限り手続きの簡素化に努めてまいります。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】（まちの活性課）

当市が、国際空港を持つ特性より観光業や飲食業等様々な事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、今後も新たな支援制度を国に対して求めてまいります。

8. 大阪南地域協議会独自要請（4項目）

<継続・一部修正>

(1) ゴミ袋の有料化について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、結婚・出産等に一定数の配布をするなど、市民サービスの充実について努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのかそれぞれ具体的に推移を含め示されたい。

【回答】（環境衛生課）

ゴミ袋を有料で購入いただき、ごみ処理費用の一部負担をしていただくことにより、ごみの分別意識の向上、排出抑制に繋がっており、値下げによりその効果の低下が懸念されますので、料金値下げに関しては慎重な議論が必要と考えます。

また、高齢者や障がい者などのごみ出し困難な世帯を対象に、平成24年度より「ふれ愛収集」として、可燃ごみ及び資源ごみの玄関先での戸別収集を行っております。今後も更なる高齢化社会への対策として一層のサービスの充実を検討してまいります。

<新規>

(2) 各自治体におけるインフラ施設の維持管理について

各自治体の厳しい財政状況のなか、老朽化したインフラ設備の維持管理について、上下水設備及び道路等、更新事業に取り組まれていることと考えますが、クリーンセンター（ゴミ焼却施設）・し尿処理施設等の維持・建設の考え方について、今後の展望を示されたい。

【回答】（環境衛生課）

ごみ処理施設及びし尿処理施設につきましては、本市及び田尻町とで廃棄物処理を目的に泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下、組合という。）を組織し、組合が施設の設置及び運営を行っております。

ごみ処理施設につきましては、焼却施設は昭和61年、破碎施設は昭和58年から稼働しており、補修・改良工事を行っているものの、いずれも老朽化・陳腐化が進んでおります。このような状況のもと、新たに熊取

町が組合の構成員として参画し、令和12年度の稼働開始を目標に、一市二町で広域的なごみの中間処理を行う新ごみ処理施設の整備事業を進めております。

し尿処理施設につきましては、令和2年12月に策定した「泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所長寿命化総合計画」に基づき、計画的に補修整備を行っているところです。それにより、大規模な修理を行うことなく、令和12年度まで施設機能を維持・延命化することが可能と考えております。その後につきましても、LCCの比較検討により、新規に施設を整備するよりも、大規模な基幹改良工事により延命化を進める方が有利であるため、定期修繕では補えない大型機器等について基幹的な改良工事は必要になるものの、定期的な補修整備を継続することで、さらに10年間の延命が可能と見込んでおります。

<新規>

(3) 今後想定される災害や感染症への対応について

①現在、各自治体において進められている南海トラフ地震への対応に加え、線状降水帯が発生した場合の初動対応について、全ての被災者（他の自治体住人を含む）の受入体制を示されたい。

【回答】（危機管理課）

大規模災害時の被災者の受け入れについては、指定避難所の他、友人・親せき宅、ホテル等、多様な避難先を想定するとともに、市域内での対応が困難な場合は、近隣自治体や関係自治体との連携による受け入れも検討します。また、避難所以外のところに避難する「避難所外避難者」への支援にも努めてまいります。

②新型コロナウイルスでの対応を振り返り、今後未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応等、自治体の諸課題を示されたい。

【回答】（健康推進課）

今般の新型コロナウイルス感染症は、甚大な感染拡大により、多くの人々や社会経済への影響は計り知れず、現在も感染拡大を繰り返しております。今まで人類が経験したことのないウイルスで、当初はどう対応すればよいのか不明ではございましたが、徐々に病態などが明確になるとともに医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、治療薬の研究などが進んでおります。今後は、さらなる経験や研究により大きな流行を抑制するなど、ますます対応が確立されていくものと推察されます。

今後も新たなウイルス等による感染症は、人類を脅かす可能性があり、その性質や対策方法については、新型コロナウイルス感染症と同様に数年単位で確立されていくことになると考えられます。対応方法については、今回と同様に国、大阪府が専門家のご意見を伺い方向性を示し、市町村はそれを迅速かつ正確に住民の方々に伝え、正しい行動がとれるよう努めてまいります。今後対応について検証がされ、今回の経験が活かされれば、今以上に円滑な対応が可能であると考えられます。

しかし、本市としては、たとえどのような感染症が流行したとしても、「感染しても発症しない」「発症しても重症化しない」身体づくりのために、日頃からの健康づくりに努めていただくことも重要であると考えています。その点についての啓発や講座等の事業は、今後も更なる充実を検討し、継続していきたいと考えております。

9. 泉南地区協議会独自要請（2項目）

<継続・一部修正>

(1) 災害時の緊急情報システムの整備について

最近、日本各地で地震が頻繁に発生しており、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害が想定さ

れる臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。

また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備やSNSを活用した情報発信等住民へのPRに努め、SNSに馴染みのないお年寄りやなどの情報弱者に対しては、情報を届けるための対策を講じること。

【回答】（危機管理課）

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。

防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話案内サービス、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

<新規・熊取町と共通>

（2）熊取駅西地区整備計画について

熊取町と泉佐野市で協力して進めている熊取駅西地区整備計画について、熊取駅東地区の駅前ロータリーの混雑緩和が期待できるが、熊取駅西地区ロータリーの設置時期について明らかにされたい。

【回答】（道路公園課）

熊取町と泉佐野市で協力して進めている熊取駅西地区整備計画については、令和4年12月10日で、全線開通いたしました。